

時事新報

時事新報

登記法

今日我が政府は法律第一號を以て登記法と稱する法律を公布し其全文は載せて去る十二日の時事新報に在り此法律は今より半年の後來年二月一日より日本國內に施行せらるゝものなり登記法とは地所建物及び船舶の買賣譲渡又は買入書入れ次第を其地方の治安裁判所又は郡區役所等の帳簿に記入し其地所家屋船舶の持主又はこれに相當に金銭を貸与する人の権利を證明するものなり目下此登記法と同性質の事務は區役所又は戸長役場並に取扱ひ居るなり然れども是迄の如き戸長役場の登記は時々二重買入かど間違ひありしため世人のこれに信用を措く者甚だ少なく隨て戸長役場の登記は其効力の及ぶ所誠に狭小なるものなりしなれども今回の新法律には斯る心配のあるべしと思はれざれば必ずや世人を去て之を十分の信用を措かしめ地所家屋船舶の買賣譲渡入等に餘計の手續疑念を要せずして全國の商賣金融上一大便利と與ふべきや疑を容れざるなり但し此登記法に従ひ地所家屋船舶の買賣譲渡入等を登記するは銘々の隨意たる事にして買賣譲渡入等の都度必ず登記せざるべからず申す譯にはありきども登記所の帳簿に登記せざる地所家屋船舶の買賣譲渡入等は仮令事の實際又は買賣譲渡入等を爲したるに相違なきものにて登記簿に其事を明記せざらざる限りは他人の買賣譲渡入等を承知せざる等あるがゆゑ其買主と再び其地所家屋等を他人に賣渡することありとも前の買主とこれを如何にせしむること能はず最初の買賣譲渡入等が全く無効に歸すべきあり買主又は買入主等は其買賣譲渡入等の次第を登記すると好まざる場合もあらんかかれどもこれを買受け又は買入を賣取らざる人にしては無効の約束に金を渡すべきならざるべし其次第を登記せしめざれば止まざることを無論あるがゆゑに地所家屋船舶の買賣譲渡入等を登記せざることは何等の利害ありとは申すもの、其實は此法律實行以後此等の買賣譲渡入等として一も登記せざるものはかかるべしと思はるゝあり斯の如く一切の買賣譲渡入等皆登記せざるものありして探其登記料は何程なるやと聞くに同家地所家屋船舶を登記するにもよれを賣買すると買入書入するに家賃相續して譲渡するとは各其割合を異にし最る高きは賣買の登記料を以て買入書人の分は其半額、家賃相續の分は賣買のもの、五分の一なり今賣買登記料の割合を見るに其代價五百圓までの分は凡そ元價千分の十乃至二十に當り代價千圓内外のものは凡そ千分の七八に當り五千圓内外のものは千分の二三に當るなり我々未だ日本全國の不動産に關する精密なる諸種の統計表を見ずといへども國民の富は程度を推して其大体を察するに地所家屋等其價格の一口五百圓に達せざるもの最も多數を占め千圓内外のものとなれば其數は少くも萬圓内外のものに至れば頗る稀有なりといふて可ならん果して此推察に大差なく此回登記料の割合は平均して地所家屋等賣買代價の凡そ百分の一に相當するものといふて可ならん登記の便利の申すまでもあけざる買賣の度毎に百圓又付一圓づゝの登記

第千三百五十七號
明治十九年八月十八日 水曜日
西曆一千八百八十六年
八月十九日
八月二十日
八月二十一日
八月二十二日
八月二十三日
八月二十四日
八月二十五日
八月二十六日
八月二十七日
八月二十八日
八月二十九日
八月三十日

登記料を要するも随分困難の事と思はるゝなり今日日本全國の地所家屋船舶の總價額の何程あるべきや我々の未だ知らざる所なれども統計年鑑に調査に依るに全國民有地の總價額は十六億五千三百萬圓とあり此外に家屋船舶もあるまとなれば登記法の管理する財産の總額は少くとも二十億圓以上のものと概算して可からん此財産が平均何年に一回其持主を取替ふるものなるや是亦我々の全く知らざる所なれども今の繁忙多事の世の中に在ては人の財産も十年一回か又は二十年一回位は離合の變化を受くるものと想像することを得るならん若く十年一回とすれば全國一年間運轉する地所家屋等の價額は二億圓にして其登記料二百萬圓二十年一回とすれば一年の運轉一億圓にして其登記料百萬圓より以上の概算に果して事實大差あるとせざれば此登記法の實施に由て我政府は年々容易からざる歳入の増加を得ることあらん登記所を設くるが爲めには多少の費用を要するも無難ありといへども其失ふ所は恐らくは得る所の十分の一に過ぎざらんかとい我々の竊に推測する所あり或る論者の説に來年二月一日此登記法實施の後には地所家屋等の買賣譲渡入等に關する諸書の證券印税を要せざるものならん此事も關しては登記料と證券印税に交代するものならんとされども我輩の見る所左にあらん矢張り其證書は從前の通りの印税を要する上に其次第を登記せんとすれば更に又元價百分の一の登記料と拂はざるべからざるものあらんと信する所あり則ち登記料は今回新設獨立の一種の租税としてこれ爲めに他の現在の租税を消滅せしむるものにはあらずと信する所あり此解釋の當否は免も角も此登記法實施して政府は歳入が増去國民は負擔を加ふるの一事は必ず我輩の見る所相違なからんと信する所あり

官報

法律第二號 公證人規則

第四條 公證人ハ此章ニ定ムル程限ニ從ヒ囑託人ヨリ手数料及旅費日當ヲ受クルコトヲ得○第六十五條 手数料ハ原本一枚ニ付キ二十五圓正本及謄本ハ一枚ニ付キ十圓但シ一行廿字行ヲ以テ一枚トシ十行以上ハ一枚トシ以下ハ半枚トシテ算ス○第六十六條 囑託人ノ求メ依リ先ツ證書ノ草案ヲ渡シ後其原本ヲ作リ託タルハ草案ノ手数料別ニ請求スルコトヲ得○第六十七條 其原本ヲ作ラサルキハ原本手数料ノ半額ヲ受クルコトヲ得○第六十七條 公證人其役場ヨリ一里以外ノ地ニ往テ職務ヲ行フキハ往返ノ旅費トシテ一里毎ニ二十圓ヲ受クルコトヲ得其職務ヲ行フ爲メ或ハ災變ノ爲メニ其地所又ハ途中ニ滞留スルキハ日當七十圓ヲ受クルコトヲ得○第六十八條 兼任者本任者ニ代リテ其職務ヲ行フキハ其手数料ハ總テ兼任者ノ受ク可シ○第六十九條 手数料ノ外證券印紙並ニ野紙ノ代價ハ囑託人ヨリ之ヲ受クルコトヲ得○第七十條 囑託人ノ求メアルキハ手数料等ノ計算書ヲ與フ可シ○第七十一條 手数料等ニ係リ争ノ生シタルキハ其金額ニ拘ハラズ管轄始審裁判所ニ訴フ可シ

第五條 懲罰

第七十二條 公證人此規則ヲ犯シタル時ハ管轄始審裁判所ニ於テ第七十三條ヨリ第七十六條マデニ定ムル規定ニ依リ處分ス可シ○第七十三條 左ノ違犯ハ五十圓以上一圓九十圓以下ノ過料ニ處ス 第八條 違ヒ

第九條 凡ソ蠶種ヲ製造シ又ハ蠶種ヲ販賣セントスル者ハ管轄廳ニ願出テ蠶札ヲ受クヘシ○第十條 蠶種ヲ製造スル者ハ此規則ニ從ヒ其検査ヲ受クヘシ○第十條 検査證印ヲキ蠶種ハ販賣又ハ飼育スルコトヲ得ス○第十四條 蠶種検査所ハ管轄廳ニ於テ管内便宜ノ地ニ之ヲ設置スヘシ但シ地方ノ狀況ニ由リ巡迴検査ヲ爲スモ妨クナシ○第十五條 蠶種検査員ハ管轄廳ニ於テ之ヲ命ズヘシ但シ検査ノ方法ハ別ニ訓令ヲ以テ之ヲ定ム○第十六條 春蠶種ノ検査ハ毎年十月一日ヨリ始メ夏蠶種ノ蠶種ノ検査期日ハ管轄廳ニ於テ適宜ノ日ヲ定ムルモノトス○第十七條 蠶種ヲ製造スル者ハ春蠶種ノ蠶種ノ検査期日ハ毎年七月三十一日マデ夏蠶種ノ蠶種ノ検査期日ハ製造後及製造後算額ヲ検査期日ヨリ三十日以前ニ管轄廳ニ届出ツヘシ○第十八條 蠶種ニハ製造人ノ住所氏名又ハ會社若クハ組合ノ名稱ヲ記シ之ヲ原種(販賣用種)製造用種(用ルモノ)ト云フト製紙用種ト區別シテ検査所ニ差出スヘシ○第十九條 病毒ノ歩合原種ニ於テハ百分ノ五以下製紙用種ニ於テハ百分ノ十五以下ノモノニ検査證印ヲ付シ其以上ノモノハ都テ廢棄シテ之ヲ付スルモノトス○第二十條 廢棄證印アル蠶種ハ販賣又ハ飼育スルコトヲ得ス○第二十一條 蠶種ヲ製造シ又ハ蠶種ヲ販賣スル者廢棄スルカ他ノ管轄地ニ寄留シクハ蠶種スルキハ其管轄廳ニ届出テ蠶札ヲ返納スヘシ但シ寄留若クハ轉輸地ニ於テ營業セントスルトキハ第一條ニ據リ之ヲ第二條ニ據リ第三條第十條ニ據リタル者ハ二圓以上二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

○東京府令第十三號

明治十九年度地方稅臨時支出收入豫算常置委員會ノ決議ヲ經テ左ノ通相定ム

明治十九年八月十七日 東京府知事高崎五六

明治十九年度地方稅臨時支出豫算

衛生及病院費

第一條 本會 金五千

第二條 本會 金三百

第三條 本會 金五百

第四條 本會 金五百

第五條 本會 金五百

第六條 本會 金五百

第七條 本會 金五百

第八條 本會 金五百

第九條 本會 金五百

第十條 本會 金五百

第十一條 本會 金五百

第十二條 本會 金五百

第十三條 本會 金五百

第十四條 本會 金五百

第十五條 本會 金五百

第十六條 本會 金五百

第十七條 本會 金五百

第十八條 本會 金五百

第十九條 本會 金五百

第一條 本會 金五千

第二條 本會 金三百

第三條 本會 金五百

第四條 本會 金五百

第五條 本會 金五百

第六條 本會 金五百

第七條 本會 金五百

第八條 本會 金五百

第九條 本會 金五百

第十條 本會 金五百

第十一條 本會 金五百

第十二條 本會 金五百

第十三條 本會 金五百

第十四條 本會 金五百

第十五條 本會 金五百

第十六條 本會 金五百

第十七條 本會 金五百

第十八條 本會 金五百

第十九條 本會 金五百